

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|---------------|
| 意見提出元 | 株式会社シー・ティー・ワイ |
|-------|---------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | ア 光アクセス基盤整理の在り方 (4)メタル回線撤去の必然性 (前略)…地方部のメタル回線こそ、光回線への置き換え が急務であることは明白です。…(中略)…なお、メタル回 線撤去に当たっては、よりスムーズに光回線への移行を 進めるために、切替に際しての契約変更は不要とし…(後 略) |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>「光の道」構想の基本理念である、日本を元気にするネットワークの高度化には大賛成ですし、できるだけのご協力もさせて頂くつもりです。また、中長期的にメタル回線を撤去する必要があることも理解できます。</p> <p>しかし意見番号 269 によると、メタル回線の置き換えは、「光回線」にすることを前提としており、この点について反対の立場から意見を申し上げます。</p> <p>特に私どものサービスエリアおきましてはいち早く地域情報化を進め、ケーブルテレビのネットワーク(光同軸ハイブリッド方式:HFC)により、160Mbps の超高速ブロードバンドをはじめ、プライマリー電話のサービスを提供してまいりました。</p> <p>また、ケーブルテレビの加入率は 98%であり、ほとんどの世帯が接続済であります。NTT西の光サービスが未整備の地域においてもインフラ整備を完了しており、超高速ブロードバンドサービスの提供が可能です。</p> <p>さらに、ケーブルインターネットにおきましては既にエリア内の約 30%で当社のブロードバンドインターネットが利用されており、地域のブロードバンドの主力として展開させていただいております。</p> <p>わが国においては、NTT 東西の光サービスが未整備の地域においても、我々ケーブルテレビ事業者がネットワークを構築し、超高速ブロードバンドサービスや、プライマリー電話サービスを提供してきました。</p> <p>以上のことからメタル回線の代替インフラとしてケーブルテレビのネットワークは十分に機能すると言えます。</p> | |

また、これらサービスを未提供のケーブルテレビ局においても、そのインフラに追加・改修を行うだけでサービスの提供が可能となる局は多数存在します。NTTによる光サービス基盤が未整備の地域、いわゆる10%の地域におけるメタル回線の巻き取りについては、硬直的に、独占的事業者が1つのインフラで行うのではなく、こういった地域特性も考慮しつつ、最適の方法を地域毎に選択することが望ましいと考えます。

今後メタル回線の老朽化により保守・運営の維持に不安があり、中長期的には高コスト化するであろうことに異論は唱えません。よって前述の通り、メタル回線を中長期的に何らかのインフラに代替する必要がある、という意見には反対しません。しかし代替インフラを、意見番号269が主張するところのアクセス回線会社が提供する光回線に限定することに反対する次第です。

また、既に光サービス基盤が整備されているエリアについても、メタル回線の巻き取りは意見番号269が主張するところの光回線に限定するのではなく、同等の事業を行っている電力系事業者、ケーブルテレビ事業者も選択肢に加えることにより、適正な競争原理が機能し、結果としてサービスの向上、利用価格の低減が実現し、利用者たる国民の利便性が向上することは間違いありません。

尚、引用部分後段の、「よりスムーズに光回線への移行を進めるために、切替に際しての契約変更は不要とし」、とする点については、そもそも意見番号269の主張するところが、既存のNTT東西とは資本的に全く別の会社(アクセス回線会社)が整備する光アクセス回線に移行するものであることから、NTT東西との契約によるメタル回線を、アクセス回線会社の提供する光回線に移行する以上、契約変更の手続きは存在せざるを得ず、現実的ではないものと指摘します。仮になんらかの措置により、切替に関する契約変更手続きをはじめとした、利用者にとっての各種負担が軽減されるような施策が実施される場合には、公平競争の観点から、同等サービスを提供する他事業者にも公平な機会が与えられるべきと考えます。

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | ア. 光アクセス基盤整備の在り方 特に、現在超高速ブロードバンドが未整備の地域は、山間部や 離島等が多く、一般的に情報通信基盤整備にコストがかかると されている地域です。これまで、採算の合わないこれら地域に ついては、国の支援を受けた地方自治体が整備を行い、民間事 業者に対し、IRUに基づき貸し出しを行ういわゆる「公設民営 方式」の採用が第一に検討されてきたところであり、タスクフ ォースにおいて整理された「「光の道」構想実現に向けて－基 本的方向性－」（以下、「基本的方向性」という。）の中でも、 当該方式の活用について触れられています。しかしながら、現 在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を 前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主 導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必 要と考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | 現在の超高速ブロードバンドの整備方式が優れていると考えま す。ヨーロッパでも光アクセス普及率の高い北欧等は公的な支 援が大きいと思いますし、一方、設備部分を分離したイギリス は、ヨーロッパの先進国の中でも極めて普及率が低い（2009年 12月のFTTH Council データ）ことに注意する必要があると考え ます。 | |

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|---|----------------------------------|---|
| <p>「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見</p> | <p>意見番号</p> | <p>269</p> |
| | <p>意見提出者</p> | <p>ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社</p> |
| | <p>提出された 意見内容 (該当部分)</p> | <p>ア. 光アクセス基盤整備の在り方 その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行のADSL 以下になるものと想定しています。加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p> |
| <p>上記の意見内容に対する再意見</p> | | <p>現在の日本のインターネットの状況は、世界で最もビット当りの単金が安く、品質もトップクラスである。その状況を考えると、普及率があがらないのは、インフラの問題では無く、制度や利用環境、サービス等、他の要因が主要因と考えられます。諸外国と比べて既に十分安くなっている料金競争では無く、日本の通信技術を強化して行く為の産官学の連携の推進が望まれます。特に将来を担う学生にとって、新技術の開発や研究が活性化される様な、ドクターへの支援策を含む研究面での施策が重要と考えます。また、各企業も、学会を含む研究開発面での社会への貢献が重要と考えます。</p> |

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|---|---|---|
| <p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p> | <p>意見番号 意見提出者 提出された意見内容 (該当部分)</p> | <p>258</p> <p>イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社</p> <p>・光アクセスにおける利用率の向上を目指すための課題 我が国におけるブロードバンドを急速に普及させたADSLではサービス競争が進んだ一方で、現状、FTTHでは光インフラまでも含めた設備競争が主体であること、並びに利用者料金がメタル系サービスと比べても高水準になっていることなどに因って、FTTH契約数は2010年3月末で1,778万と増加したものの成長率は徐々に鈍化しており、利用率向上の限界が明らかになっているものと考えます。</p> <p>また、光インフラまでも含めた設備競争主体の市場構造によって、NTT東西の独占化傾向（2010年3月末時点で75%まで上昇）や価格の硬直化などの課題も顕著になっていると考えます。設備競争においては先行者利益が強く働くため、今後、NTT東西や電力系地域事業者以外の参入は見込めないものと推測します。</p> |
| <p>上記の意見内容に対する再意見</p> | <p>前記の通り、現在の日本のインターネットの状況は、世界でもビット当りの単金が安く、品質もトップクラスである。その意味では、利用率向上の限界に関しても、問題とすべきはこの点では無い。</p> <p>北米を見ても、7つに分離されたベルオペレーティングカンパニーがVerizonとAT&Tの two big brothers に集約され、無線から有線を含み、さらには映像サービスを含む多様なサービスが一通貫してできる体制と比べた場合、地域、県間、或は有線、無線、と分離され、提供出来るサービスも制約された日本の状況では世界をリードしていく技術開発を行う上で極めて大きな制約となっている。世界で1番ブロードバンド料金が安い状況においては、今後如何に日本の技術開発力、世界における競争力を向上させて行くべきかを考えるべきである。</p> | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|---------------------------------|
| 意見提出元 | 特定非営利活動法人北アルプスブロードバンド ネットワーク |
|-------|---------------------------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 現在、北アルプスの山岳地域で無線 LAN によるネットワーク事業を運営しています。登山者、山小屋の安全確保、医療、遭難対策などに有効活用しておりますが、無線からインターネットへ接続する地域が一部光ファイバー未整備地域であり、現在整備のめどが立っておりません。山岳地域ですでに実用化している IP 電話、動画伝送など IP ベースのシステムを活用するためには、メタル線の撤去と光ファイバー＋無線（光敷設が現実的でない 3000 メートル級の山岳地域）への置き換えが必要です。このような採算性の低い離島、島嶼・山間地域などの条件不利地域への基盤整備に「公設民営」という公的資金導入型の整備方式が将来的にも成り立つとは考えにくいと思慮します。公費負担なしですべての国民に「光の道」が整備できるのであれば、NTT 東西のアクセス回線部門を分離することも十分な合理性があると考えます。 |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>① 光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減する事にあります。</p> <p>② 「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生活の在り方に直結する重要な政策であり、政策の決定にあたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠と考えます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>① 同意します。メタル回線と光回線の二重投資は無駄であり、特に施設保全費が割高になる地方のメタル回線こそ早期に撤去すべきと考えます。</p> <p>② 同意します。まだ国民に十分開かれた議論になっているとは言えず、国民を巻き込んだ議論をより一層推進していくべきと考えます。当事者同士の公開討論を強く望みます。</p> | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|-----------------|
| 意見提出元 | 株式会社 IDC フロンティア |
|-------|-----------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | 上記意見に賛同します。 拙速な公的資金の導入は、適正な競争や民間活力を阻害するだけでなく、我が国の財政基盤にも悪影響をもたらす恐れがある。上記の通り、まずは民間主導の効果的なスキームを構築することを最優先に検討すべきである。 | |

※

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | 賛成いたします。 現在の経済状況を鑑みると、公的資金を前提とせず、まずは民間による整備を検討していただきたい。 | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No.269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | ア. 光アクセス基盤整備の在り方 (4) メタル回線撤去の必要性 弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費 を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、す なわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、ト ータルの維持費を大幅に削減することにあります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | メタル回線から光回線への移行を目指すのであれば、設備投資や保全費などのコストの2重期間は早々に解消されるべきと考えます。一概に言えないというNTT東西の主張には信憑性がなく、真摯に開示すべき情報すら後ろ向きな姿勢の中、ソフトバンク社の定量化された理論には説得力があり、公設民営に頼らず民間主導による整備を前提とし、あえて自らリスクを負う姿勢に賛同致します。 | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 284 |
| | 意見提出者 | 個人 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>1.光でなくとも、光と無線の組み合わせ、ADSL 等、技術面でカバーすべきで、高額の設定投資をしてまでも、整備をすべきではない。</p> <p>2.国内での価格競争に終始するのではなく、ハード面、ソフト面を含め、設備とこれを有効に利用活用する部門を分割するのではなく、一体となって国際競争に打ち勝つ、体制を整えるべきである。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>1.現在課題となっているのは、メタルと光回線が二重投資になっている点である。メタルの撤去費なども含めて一時的には投資が必要になるが、インフラを1つに集中することによる効率化の向上で、いずれはコスト面でもメリットがでるといことが光の道構想の本質である。</p> <p>2.インフラを光回線に一本化することは価格競争をすることとイコールではない。インフラとして優位性のある光回線を、二重投資という無駄を解消することにより税金をかけずに整備するということである。国際競争に打ち勝つ体制を整えるためにも、まずは土台となるインフラを効率良く整備することが重要で、これらを全て一体的な組織で提供する必要はない。きちんとしたインフラが整えば、それを活用したソフト面の検討に集中して取り組むことができる。</p> | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 全体(とりわけ NO269) |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| | 意見提出者 | |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | <p>・ 超高速ブロードバンド基盤整備のあり方に関して。</p> <p>現在、アクセス系の光化率は90%を超えています。これは世界でも群を抜く値であります。これはNTTをはじめとし、KDDI、ケイオプティコム、そしてCATV事業者が設備競争・サービス競争をしてきた賜物であります。残り10%をどうするかという議論ですがこれはユーザーのサービス選択に対応しながら(IRU方式も含む)自然体の形で進めていけばいいと思います。メタリック線を無理やり廃止して光化するという乱暴な意見がありますがそれは以下の理由により無理であると思います。</p> <p>通信事業者は提供するサービスについてお客様(ユーザ)との間でUNI(ユーザネットワークインタフェイス)という物理的電氣的条件(一般的にはレイア3まで)を満たすことを前提に契約をしています。ユーザはこのUNIを満たす中で、通信端末機器を自前で用意しそれをネットワークに接続するだけで通信を可能としている訳であります。いわゆる“端末開放”ができています。例えば、電話サービス、ISDNサービスはこのUNIがメタリック線を前提としたものであります。すなわちユーザの了解を得ずに勝手に光化できる訳ではございません。無理やりアクセス区間だけでも光化したとしてもユーザ宅の直前で光⇄電気変換(メタリック化)をしてやらなければならない全く持って意義がありません。</p> <p>いろんな方が主張されているように通信サービスの媒体手段を光だけに絞ってしまうのは通信サービスの発展を阻害するだけでなくユーザの利便性を損なうものであります。光サービスの需要があれば自然と光化は進みます。政府としては光サービスの需要喚起に向け、例えば車や家電などに対して行っているエコポイント制度のようなものを考えたらいかがでしょうか？また、既設のマンシ</p> |

ヨンなどは建物内の光配線が大変であります。それを促進するための制度の検討も重要かと思えます。

日本の光化率90%は世界に誇れるものです。そしてその値は徐々にではありますが日々増えているのです。残り10%に何故それ程こだわられるのか一般国民は理解に苦しむところであります。

- ・ 事業者間の公正競争の一層の活性化と NTT の組織形態のありかたに関して。

この議論は“他人(ひと)のフンドシで相撲を取っている”者がそのフンドシは締め心地が悪いので、あるいは高価であるので、専門のフンドシ屋を構えさせそこから全力士はフンドシを借りるようにしよう、と言ってるように聞こえます。全く身勝手な話だと思えます。殆んどの力士(通信事業者)は自分で自分に合ったフンドシ(光アクセス網)を用意し締めて(構築して)いるのです。それが競争の基本原則だからです。サービスはその内容によってアクセス網(設備)の形態や種類を選ぶものだからです。すなわちサービスはそれを構成する設備と一体となっはじめて己の特徴を発揮するものなのです。具体的な話をします。

今、光のアクセス網は光媒体を複数のユーザで共用する PON(パッシブオプティカルネットワーク)方式が一般的ですが、今後、より高速な双方向サービスが出現してくるとこの方式では対応できずシングルスター方式に変更せざるを得なくなります。このようにアクセス網はサービスにデPENDするのです。在来線を走らせているルールでは新幹線は走れないのです。リニアモーターカーもしかりです。それぞれに適したルールが必要なのです。通信の場合もこれと同じです。

事業者の自由・公正な競争とユーザの早期な多様なサービスの享受の観点から、サービスと設備は一体としてマネジメントできることが基本であります。他人のフンドシ論に惑わされることの無いようお願いします。

NO269で提案されている NTT 組織論には以上の観点より反対であります。

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|---------|
| 意見提出元 | ヤフー株式会社 |
|-------|---------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 224 |
| | 意見提出者 | 株式会社ケイ・オプティコム |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備を推進するうえでも、その必要性を実感できるだけの利活用策が、まずは必要であります。</p> <p>利活用が十分進んでいない状況においては、基盤整備や維持管理に係るコストを重荷に感じるだけであって、基盤整備に向けたインセンティブが働きにくいと考えます。</p> <p>そのため、基盤整備を目的化することなく、利活用を促進し利用率向上を図るなかで、基盤整備に向けた機運を高めていくといったアプローチが本来重要であると考えます。</p> <p>また、利用率が向上すれば、基盤整備に係るコストの低減も見込まれ、全体として基盤整備が進みやすくなるものとも考えられます。</p> |
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 256 |
| | 意見提出者 | 日本電信電話株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>技術やビジネスモデルのイノベーションが激しい情報通信分野においては、5年、10年先の市場や技術を先見的に規定すること自体、多様なサービスや市場の創造をかえって阻害することから、今必要なことは、既に進んでいるeコマース等民間ベースのサービス分野に加え、電子政府、教育、医療等の公的分野におけるICT利活用の強力な推進であり、ICT利活用を阻む規制の改革について、迅速に取り組んでいくことであると考えます。</p> |
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 279、280 |
| | 意見提出者 | 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>ブロードバンド全体のエリアカバー率は99%に達し、光ブロードバンドについても、既に90%の世帯でご利用いただける環境（需要に即応できる環境）が整備されてきている中で、ブロードバンド全体の世帯普及率は約65%（その半数は光ブロードバンドで提供）という状況を踏まえると、光を敷設すれば利用率が100%になるというものではなく、「光の道」の実現に向けて重点的に取り組むべきことは、未だブロードバンドを利用していない35%の方々にご利用いただくために、ブロードバンドによりどのようなサービス等を実現するかということにあると考えます。</p> <p>したがって、従来から申し上げてきたとおり、今後は、光アクセ</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>スの基盤整備や競争政策、NTTの経営形態の在り方といった議論に終始するのではなく、パラダイムシフトが起こりつつあるICT市場の環境変化を踏まえ、広く社会・経済・国民生活の中でブロードバンドを必需品としてご利用いただけるようなICTの利活用策は何か、そのために、アクセス事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たしていくことが必要かといったことを中心に議論・検討し、国をあげて取り組んでいくことが重要であると考えます。</p> |
| <p>上記の意見内容に対する再意見</p> | <p>ブロードバンド化100%に関して、上記のような意見が提出されておりますが、これらは次の2つの観点が考慮されていないように思われますので、以下の点も踏まえて検討していただきたいです。</p> <p>1つめは、ブロードバンド化そのものの推進と、それを利用したサービスが及ぼす産業や経済へのインパクトを過小評価すべきではないという点があります。前回の弊社の意見の繰り返しとなりますが、インフラ面から一気にパラダイムシフトを図り、他の国との利用環境での差を広げることで、最先端の技術を用いたサービスをわが国にもたらす可能性が高まるものと考えています。この部分の事実認識の差が各意見との差となっているのではないのでしょうか。</p> <p>2つめは、現在の競争環境で到達できている地点を踏まえて、その延長で十分なスピードをもって光の道の実現ができるかどうかという点です。メタルにおけるADSLがわが国におけるブロードバンド化推進の起爆となった点に異論はないと思いますが、その背景には競争環境整備のための規制(regulation 化)がありました。一方、米国では同時期に de-regulation 化が進み、それが十分な競争を抑制してしまったのではないかという見解があります。それらを考えれば、現在の企業体等の構造の変容とインフラへのアクセス保障によってもたらされる競争環境の促進に向けての regulation 化を「政策的」に果たしていくことが個別の企業の利害を超えたわが国の将来に繋がるものと考えます。</p> |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|--|----------------------------|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 279、280 |
| | 意見提出者 | 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>不採算地域における光のインフラ整備について、『国・自治体の整備(IRU)により補完することが最も経済的』と書かれていますが、確かに現在の構造では国・自治体に頼らざるを得ないと思いますが、国・自治体に頼らなくても民間企業で対応でき、スケジュール・コストともに民間企業で対応した方が良い結果がでるという意見があるのであれば、それについて真剣に検証し議論すべきではないかと思えます。</p> <p>地域格差のないインフラ整備を実現するための方法を国民の意見を取り入れながらご検討いただければ幸いです。</p> | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>前述のとおり、「光の道」はアクセス回線会社が主体となり、2015年までに全世帯を整備することが可能と考えます。その際、二重設備解消を目的としてメタル回線撤去を同時に行うことから、「光の道」整備完了とともに現在の約1,000万のADSLユーザ等が光ブロードバンドサービスに自動的に移行することになります。この結果、有料の光ブロードバンド利用率は、現在の約33%から約60%に上昇します。</p> <p>有料の光ブロードバンドサービスを必要としない世帯に、有料サービスの利用を強いることは当然のことながら不可能であることから、残り40%の世帯に対しては別の形で利用率向上を図る必要があります。具体的な弊社共の提案は次のとおりです。</p> <p>まず、「光の道」整備の際に、各世帯にWi-Fi機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>すなわち、全世帯へのWi-Fi機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプシオン100%が達成されることとなります。</p> <p>また、光ブロードバンドが全世帯に整備されることで、公的サービス以外にも光ブロードバンドインフラを利用した魅力的なサービスやアプリケーションが登場してくることが予測されます。さらに、NTT東西殿の構造分離に</p> |

よる公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。

利用率向上を含む「光の道」整備に必要な公正競争環境確保の在り方について、弊社共の提案を以下に詳述します。

8

前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。

まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行のADSL 以下になるものと想定しています。

加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。

すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。

逆に、仮に構造分離を行わないままでメタル回線撤去を行い、光アクセス基盤 100%整備を推進した場合、NTT 東西殿のアクセス回線部門は大幅な黒字状態となり、その利益をサービス部門に還元することで、既に NTT 東西殿の独占的状态となっている市場環境(NTT 東西殿の光サービスシェアは 74.4%(総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 21 年度第 4 四半期(3 月末))」より)をさらに悪化させることとなります。

このような状況が容易に想定される中、構造分離を伴わない「光の道」整備が進められることは、接続事業者と

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | | <p>しては全くもって許容出来ないものとなり、その場合、メタル回線の撤去についても反対せざる得ないこととなります。</p> <p>また、NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。</p> |
| <p>上記の意見内容に対する再意見</p> | | <p>電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを高速光回線で提供することにより、地方の過疎化、医師・教師不足等の物理的な問題を解決することができ、非常に有用であると考えます。</p> <p>当該サービスを可能な限り短期間、かつ低コストで実現する方法は、NTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することにあると考えます。</p> |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 1 及び 269 他 |
| | 意見提出者 | 個人(1)、269(ソフトバンクBB株他) |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 1 の意見 ワードファイルの形式で提出とか年配の方で使 い方が分からない人は・・・窓口対応の狭さに・・・ 269 の意見 意見募集のあり方、ツイッター等を含めた自 由なフォームを認める。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>意見は、きちんと考慮して提出すべきであり、思いつきや群集の口コミで決めるべきではない。たかが多数意見というだけで決まるならば、衆愚政治そのものである。よって、259 のような、ツイッターを含めるべきではないし、フォーマットも現状で良いと考える。</p> <p>年配者に対しては、FAXでの意見提起の手段もあり1の意見は当たらないと考える。そもそも、そこまでリテラシーが低い方々に対しては、その方々の思いを、周囲の識者が代わって妥当な意見提起をすれば良いと考える。その方々からの意見提起を無理やり求めるために意見提起の手法を複雑にすることは、更なる混乱の元となると考える。</p> | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----------------|
| 意見提出元 | 北陸通信ネットワーク株式会社 |
|-------|----------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 104 |
| | 意見提出者 | 北海道総合通信網株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>『1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。』</p> <p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアは、民間事業者にとって採算性を見込むことが極めて困難な条件不利地域と考える。</p> <p>このため、本来、公正な競争環境のもと、民間事業者によりインフラ整備を行うことが基本であるが、条件不利地域と考える未整備エリアにおいては、公的支援の投入を行い、光ファイバ以外的高速通信手段なども有効に活用しつつ地域事情などに応じた合理的なインフラ整備を行うことが必要と考える。</p> <p>また、公正な競争環境のもと、民間事業者の競争を通じて多種多様なサービスの創出により利用者の需要喚起につながるよう、ドミナント事業者が利用する公的支援により整備したインフラを公正・公平に利活用できる措置についても必要と考える。</p> <p>『2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。』</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、公正な競争環境のもと、民間事業者間での設備競争とサービス競争の両方を通じて料金の低廉化を進めるとともに、利用者にとって利用インセンティブを高める多種多様なサービスの創出・提供を図っていくことが重要と考える。</p> <p>加えて、公正な競争環境のもと、民間事業者間での設備競争とサービス競争の両方を確保するためには、NTTグループにおける規制の適用されない県域子会社などを通じた事業活動や活用業務によるなし崩し的な事業拡大など圧倒的な市場支配力を有する現状を鑑みると、公正な競争環境に歪みが生じていると考える。</p> <p>そのため、市場支配力を観点とする更なるドミナント規制の強</p> |

| | | |
|----------------|--|--------------------|
| | | 化について検討されるべきと考える。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 意見提案者の上記意見に賛同致します。 |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 181 |
| | 意見提出者 | フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>『2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか』</p> <p>また光アクセス回線を取り巻く市場の競争環境は、NTT東西殿へドミナント規制が課せられているにも関わらず、接続事業者が満足するには程遠いアンバンドル状況であって(光アクセス回線接続8分岐単位の問題、NGNアンバンドルにより他社音声通信サービスが提供できないこと等)、光アクセス回線の接続料の低廉化が進まないといった問題点もあげられます。これらを解決するとともに、新規事業者も参入しやすく利用率向上、市場の活性を目指すならば、NTT東西殿アクセス回線網部門を完全分社化し、中立的な事業会社を設立すべきだと考えます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | <p>これまでリスクを負って設備投資を行い、「設備競争」及び「サービス競争」を地道に実施してきた事業者におきましては、利用者が多様なアクセス手段から希望のものを選択できる環境にあることが、利用者にとって利便性があり、また、民間事業者の公正な競争環境を築く要因と考えています。従いまして、中立的な事業会社を設立するのではなく、公正な競争環境を整備することが重要と考えます。</p> |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 196 |
| | 意見提出者 | 東北インテリジェント通信株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>『1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。』</p> <p>(1) 整備すべきインフラについて 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアについては条件不利地域であり、その提供手段について全家庭すべてに光を敷設することは現実的ではないと考えます。光ファイバ以外にもCATVやWiMAX及びLTE等の無線技術など多種多様なアクセス手段を組み合わせ、利用者が選択できることが重要であり、費用対効果の点でも最も優れていると考えます。</p> <p>(2) 基盤整備方法について 基盤整備は原則として、民間主導を維持しつつ、「設備競争」「サービス競争」両面で競争すべきと考えますが、未整備エリアについては民間事業者にとって不採算地域であることから、引き続き民間事業者に対して自治体を通じた公的支援を行うといった仕組みが必要と考えます。</p> <p>『2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。』</p> <p>利用率向上とNTT組織形態の在り方について、まとめて議論されていますが本来別の議論であり、両者については、切り離して議論することが必要と考えます。</p> <p>(1) ブロードバンドの普及(利用率30%→100%)について 利用率向上については、以下の現状がアクセス環境や料金水準のみを整えても利活用が進むわけではないことを物語っていると考えます。</p> <p>① 国・自治体の負担で100%光が敷設されている自治体においても、ブロードバンドサービスの利用率は3割程度と全国平均と同水準となっている。</p> <p>② 基盤整備がほぼ100%に達し、比較的安価なADSLが利用可能なブロードバンドでさえ、未利用者が4割近く存在する。</p> <p>③ FTTHよりも携帯電話のほうが一世帯あたりの利用料金が高いにもかかわらず、普及率は圧倒的に携帯電話が高い。</p> <p>よって利用率の向上にはキラーコンテンツ等の必要性を高めることが重要であり、そのためには、国、自治体、民間が一体となり、それぞれの役割を果たしていくことが必要であると考えます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 意見提案者の上記意見に賛同致します。 |

| | | |
|---|----------------------------------|---|
| <p>「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見</p> | <p>意見番号</p> | <p>214</p> |
| | <p>意見提出者</p> | <p>ケイ・オプティコム労働組合</p> |
| | <p>提出された 意見内容 (該当部分)</p> | <p>『1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。』</p> <p>・基盤整備の在り方について 採算地域に対しては、従来通り事業者間の競争により、整備を進めるべきだと考えています。 不採算地域に対しては、従来通りの各自治体補助による整備、および新たな公的支援の枠組みを用意し、早期に100%実現を行うことが必要と考えています。</p> <p>『2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。』</p> <p>最初に、利用率向上策についての議論が、NTT 組織形態の在り方まで話が飛躍しているため、こちらについては全く別の議題とすべきであると考えています。 まず、利用率向上については、“基本的方向性”にて極めて重要な課題と位置付けられている医療、教育、行政等の分野における各種規制見直しによる、ICT の利活用の促進に賛同します。また、料金の低廉化については、有線・無線ブロードバンドの新しいサービスが次々と展開されており利用率が進んでいく中で、各事業者間が熾烈な競争の結果、自然と是正が図られると考えています。</p> |
| <p>上記の意見内容に対する再意見</p> | | <p>意見提案者の上記意見に賛同致します。</p> |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 215 |
| | 意見提出者 | 株式会社STNet |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>『1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。』</p> <p>(事業者間の公正な設備競争の確保が大前提) 超高速ブロードバンド基盤整備においては、まずもって設備面での事業者間の公正な競争状況の確保が大前提であり、そうした設備面での公正な競争が確保されている状況の下で、各事業者がさらなる超高速ブロードバンド基盤を整備していくことが、光の道整備の基本的なあり方であると考えます。</p> <p>『2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。』</p> <p>(利用率向上と基盤整備) 自治体の整備した公設網の先例では全世界帯で利用可能な状況であっても実際に利用しているのは全体の3割程度に留まっていると報道されております。つまり物理的基盤の整備は直ちに利用率の大幅な向上につながるものではないことを意味しております。したがって、基盤整備の問題と利用率向上の問題は切り離して検討を進めるべきと考えます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 意見提案者の上記意見に賛同致します。 |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 224 | |
| | 意見提出者 株式会社ケイ・オプティコム | |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 『1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。』 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備を推進するうえでも、その必要性を実感できるだけの利活用策が、まずは必要であります。 利活用が十分進んでいない状況においては、基盤整備や維持管理に係るコストを重荷に感じるだけであって、基盤整備に向けたインセンティブが働きにくいと考えます。 そのため、基盤整備を目的化することなく、利活用を促進し利用率向上を図るなかで、基盤整備に向けた機運を高めていくといったアプローチが本来重要であると考えます。 また、利用率が向上すれば、基盤整備に係るコストの低減も見込まれ、全体として基盤整備が進みやすくなるものとも考えられます。 『2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。』 これまで、公正競争環境のもと、民間事業者間で、設備競争とサービス競争の両方を行うことで、新サービスの創出による利活用や料金低廉化が進んできたところであり、超高速ブロードバンドの利用率の向上にあたっては、設備競争とサービス競争の両立を基本としつつ、事業者間競争を活性化させていくことが必須であると考えます。 その前提のもと、利用率向上策の実施や公正競争環境の確保を図っていくことが必要と考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 意見提案者の上記意見に賛同致します。 |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 意見提出者 | 232 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>『1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。』</p> <p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアは、中山間地域や島しょ部など整備に多大な投資等を必要とする条件不利地域であり、民間事業者にとっては不採算地域であることから、民間事業者単独で基盤整備を行うのは困難です。</p> <p>これまで条件不利地域において官民一体となってデジタル・ディバイド解消に取り組んできた結果、ブロードバンド基盤がほぼ100%に達する等、十分な成果が挙がっています。したがって、超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備においても同様に、官民一体となって公的支援により実現していくことが適当であると考えます。</p> <p>超高速ブロードバンド基盤の整備は、CATV、FTTHの有線アクセスおよびWiMAX等の無線アクセスを地理的条件等に合わせ、最適に組み合わせることが、公的支援の最小化に有効であると考えます。</p> <p>『2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。』</p> <p>(1) 利用率の向上について</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、官・民それぞれの立場から利活用を進展させるための取り組みが重要であると考えます。</p> <p>民間事業者は、公正競争環境のもと、活発な設備競争とサービス競争を展開するなかで、それぞれ切磋琢磨し、利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出に注力していくことが重要であると考えております。</p> <p>(2) 公正競争環境の確保について</p> <p>利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出には、技術イノベーションや設備投資インセンティブが不可欠であり、これを継続的に実現するためには、公正な競争環境の確保が必要です。ブロードバンド基盤を1社独占で整備した場合、これまで設備投資リスクを負いながら構築してきた事業者を窮地に追い込み、結果的に競争環境が成立しなくなります。その結果、サービスの多様性や利便性が狭まるなど消費者の利益が損なわれることになりかねないと考えます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 意見提案者の上記意見に賛同致します。 |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 243 |
| | 意見提出者 | 株式会社ジュピターテレコム |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 『1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。』 サービス基盤未整備エリア(10%)と、整備済エリア(90%)に分け、それぞれの目的に応じた施策を検討すべきである。 サービス基盤整備については、特定1社に委ねるものではなく、競争原理の導入により、ルーラルエリア毎の必要コストを前提に整備主体を選定すべきと考える。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | 意見提案者の上記意見に賛同致します。 | |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 243 |
| | 意見提出者 | 株式会社ジュピターテレコム |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 『2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。』 公正競争の更なる促進が不可欠であり、競争環境を維持するためにも、ボトルネック設備を有する事業者へのドミナント規制の堅持・強化及びNTTグループによる市場支配力に基づく競争ルールの整備が必要である。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | NTTの経営形態の議論に関しまして、意見提出者の上記意見に賛同し、「アクセス整備」の観点ではなく「ドミナント規制」の観点で検討すべきであり、「光の道」整備の議論とNTTの経営形態の議論は切り離して議論されるべきものと考えます。 | |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 248 | |
| | 意見提出者 九州通信ネットワーク株式会社 | |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 『1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。』 [未整備エリアにおける基盤整備の在り方について] ○「光の道」における基盤整備については、民間事業者間の公正な競争原理の下、民間事業者間で設備競争、多様なサービス競争を行いつつ、民間主導により進めるべきと考えます。 ○しかしながら、未整備エリアの多くは、離島や山間地域など民間事業者が採算を確保できない地域であり、民間事業者の自助努力のみでは「光の道」の整備を進めることが難しい状況です。 ○このため、未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、引き続き、IRUに基づく公設民営方式など、地方公共団体を通じた公的支援により進めていくことが適当と考えます。 『2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。』 [利用率向上について] ○利用率の向上には、「低廉な料金でブロードバンドが利用可能であること」はもちろんですが、それ以上に「豊富なコンテンツ(アプリケーション)」を用いて、“必要性”や“利便性”を高めることが、より重要であると考えます。 [NTTの組織形態の在り方について] ○NTTの組織形態につきましては、「光の道」の整備の観点のみで議論すべきではなく、NTT内の情報ファイアーウォールの強化、強大な市場支配力に着目したドミナント規制のあり方などの課題を整理した上で、アクセス網保有部門のあり方を熟考すべきであります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 意見提案者の上記意見に賛同致します。 |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 256 |
| | 意見提出者 | 日本電信電話株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>2. ブロードバンドの基盤整備(90%→100%) 基盤整備はあくまでも民間ベースの設備競争が基本ですが、残り約10%のブロードバンド基盤の整備については、主に不採算エリアにおける整備であり、これまでの政策通り、政府・自治体の整備により補完することが必要です。</p> <p>また、従来から、光に限らず、CATV や無線ブロードバンドなどの中から住民ニーズを踏まえて最適な技術で基盤整備が行われてきており、引き続き同様の考え方で進めることが適切と考えます。</p> <p>3. ブロードバンドの利用促進(30%→100%) 諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育、医療等において、政府自らが率先して ICT の積極的な利活用に取り組み、ICT の利活用を促進する省庁横断的な取組みによる規制改革を断行することが必須であり、その取組みによりブロードバンド利用のハードル自体を下げることによって、ICT 利活用が促進されるものと考えます。翻って、ICT 利活用が進めば、事業者や自治体による基盤整備のニーズも高まるものと考えます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | 意見提案者の上記意見に賛同致します。 | |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 267 |
| | 意見提出者 | KDDI株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>『1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。』</p> <p>効率的に基盤整備を進めるためには、対象エリアの状況に応じて、FTTH に限定せず、WiMAX、CATV、ブロードバンド携帯電話(LTE 等)などを含め民間の多様な技術の中から最適なものを活用すべきです。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | 意見提案者の上記意見に賛同致します。 | |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 267 |
| | 意見提出者 | KDDI株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 『2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるため には、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争 を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の 在り方も含め、この点についてどのように考えるか。』 設備競争をベースとして構築された高度なインフラネットワークの 上で、多様な事業者が競争を繰り広げて様々なサービスを低廉な 料金で提供し、全国民が必要、利便性を自ら実感できることが 重要です。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | 料金水準に関しましては、闇雲に低廉に設定するのではなく、実 態にあった適正な水準であることが望ましいと考えます。例えば、 携帯電話はFTTHと比較し、ARPUが高いにも関わらず利用率も 高いということもありますので、利用率向上のためにはサービス 内容を充実することがより重要になってくるものと考えます。 | |

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | (光アクセス基盤整備の在り方) (1)アクセス回線会社の設立 現在の世帯カバー率90%である超高速ブロードバンド基盤の大 部分がNTT東西殿の設備により構築されていること、また、国家 としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富なNTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT東西殿 のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立するこ とが最も合理的であると考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | これまでリスクを負って設備投資を行い、「設備競争」及び「サービ ス競争」を地道に実施してきた弊社におきましては、利用者が多 様なアクセス手段から希望のものを選択できる環境にあること が、利用者にとって利便性があり、また、民間事業者の公正な競 争環境を築く要因と考えています。従いまして、アクセス回線会社 を設立するのではなく、公正な競争環境を整備することが重要と 考えます。 | |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | (光アクセス基盤整備の在り方) (3)5年間で工事が完了する根拠 地域を指定し、一定の期間において一括で工事を行うことで、1施工班当たりの1日の工事件数を3件に増やすことが可能となります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 弊社が実施しているお客さま宅内への回線の引き込み工事におきましては、同じようなエリアでの複数の工事は同じ日でシリーズに実施できるよう作業スケジュールを調整しながら対応していますが、実際には、お客さまのスケジュールを最優先して対応する必要があるため、弊社側の都合通りにはならないケースが多くあります。 従いまして、「地域を指定し、一定の期間において一括で工事を行う」という事業者側の思惑通りに運ばないことが考えられますので、5年間で工事完了には疑問が残ります。 |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | (光アクセス基盤整備の在り方) (3)5年間で工事が完了する根拠 アクセス回線会社の整備対象となる回線数は、住宅用回線4,900万回線及び事業用回線1,300万回線を合算した6,200万回線から2010年度末予想光敷設済回線数の約2,000万回線を差し引いた約4,200万回線と推計しています。 (4)メタル回線撤去の必要性 「アクセス回線維持費(内訳)表」より ・現行(2008年度)での光施設保全費:763億円 ・「光の道」(光100%整備後)の光施設保全費:1,468億円 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 弊社では、光ケーブルの維持費の殆どを支障移設工事対応が占めております。 意見提案者の資料に記載の「アクセス回線維持費(内訳)」では、2008年度の施設保全費が763億円であり、光100%整備後にはそれが約2倍程度の1,468億円となる記載になっております。 一方で、2010年度末予想光敷設済み回線数が約2,000回線で、整備対象となる回線数が約3倍の6,200万回線であることを考慮すると、光100%整備後の施設保全費が過少評価されている懸念があります。 |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | (光アクセス基盤整備の在り方) (4)メタル回線撤去の必要性 なお、メタル回線撤去に当たっては、よりスムーズに光回線への移行を進めるために、切替に際しての契約変更は不要とし、固定電話のみのユーザはメタル回線と同じ料金で利用可能とし、また、アダプターの無償配布により現在利用している端末をそのまま利用可能とする等、利用者に追加負担を発生させない移行方法を弊社共は提案しています。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | 現在の加入電話の料金水準は、施設設置負担金(2004年廃止)が設定されていたから実現されていると考えます。一方、光IP電話には同様な料金制度がないため、果たして「固定電話のみのユーザはメタル回線と同じ料金で利用可能」が実現できるのか疑問が残ります。 また、メタル回線におきまして、データ通信など音声サービス以外のサービスを利用されていることも想定されますので、契約対応など慎重に対応することが必要と思われれます。 | |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | (光利用率向上について) 有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | 利用率を向上させるためには、料金水準ではなく、魅力的なサービスやアプリケーションの登場が重要と考えます。それは、現在の世帯ARPUはFTTHより携帯電話が高いにも関わらず、携帯電話の普及率がFTTHに勝っていることから容易に想定できます。利用率向上の具体的な例として、電子行政や電子教育、電子医療の各分野が考えられます。 利用率向上を図るためには、技術イノベーションや設備投資インセンティブが不可欠です。これを継続的に実現するために、引き続き公正な競争環境の確保が必要と考えます。 また、NTTの経営形態の議論に関しましては「アクセス整備」の観点ではなく、「ドミナント規制」の観点で検討すべきであり、「光の道」整備の議論とNTTの経営形態の議論は切り離して議論されるべきものと考えます。 | |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 279、280 |
| | 意見提出者 | 東日本電信電話株式会社(279) 西日本電信電話株式会社(280) |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 1.「光の道」の整備方法について (1)基盤整備(整備率90%→100%)について 不採算エリアの整備にあたっては、光だけでなく、CATV や無線を 含めた検討が必要であると考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 意見提案者の上記意見に賛同致します。 |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 281 |
| | 意見提出者 | 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 『1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯) における基盤整備の在り方についてどのように考えるか』 ◆未整備エリアにおける基盤整備の在り方について ③多様なネットワーク利用環境 未整備エリアの基盤整備の検討にあたっては、原則として国民消 費者、利用者が事由にネットワークを選択できる環境を確保し、利 便性の向上を図る観点から、FTTH だけを前提とするのではなく、 ケーブルテレビのネットワーク(光同軸ハイブリッド方式:HFC)や 無線ブロードバンドなど、多彩な選択肢を検討すべきと考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 意見提案者の上記意見に賛同致します。 |

以上

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 1 |
| | 意見提出者 | 個人 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | ADSL、ケーブル、光。 それぞれにメリット・デメリットがあるのは重々承知していますが、「光一本をまずはライフラインにする！」という意気込みと行動力が欲しいですね。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>通信インフラは、近い将来に到来するユビキタス社会において、電気・水道網と同レベルの重要な社会基盤となるべきものであり、そのような類のものに地域格差が大きく生じていることは、10年後の日本の国際競争力の低下もまぬがれないほどの事態だと考える。</p> <p>直ちに事業者間の公正な競争の活性化を図り、20世紀に続いて日本が世界経済の中心的な役割を果たすための武器とするべきである。</p> | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|--------|
| 意見提出元 | 岩手県遠野市 |
|-------|--------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 279 |
| | 意見提出者 | 東日本電信電話株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 日本中で「100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤」が必要かどうかという点については、ブロードバンドを用いてどのようなICT利活用を促進していくのかという議論とセットで検討する必要があると考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>約10%の未整備エリアの基盤整備も重要な問題であると認識しておりますが、既にブロードバンドアクセス回線が90%整備されている状況下では、意見のとおり、整備ありきではなく、まず、それらの基盤を利活用した国民生活の利便性向上、各業界の事業領域拡大と効率化・コストダウン、経済活動への展開等、ブロードバンドをはじめその他無線やCATV網等、多様な情報通信基盤の利活用の選択肢も視野に、サービス提供の有り様を効率・効果的に、着実に展開していくための方策議論もセットで検討していく必要があると考えます。</p> <p>国民の多様なニーズ(特に生活弱者や高齢者への利便性・使いやすさ・経済性等)を的確に捉え、その全体的な方向性の中で効率・効果的に営み、更には地域格差への配慮や課題解決に向けた具体的なビジョンと政策決定のもと、情報通信基盤を新たな社会資本・公共の財産として官民協働で健全的に発展するICT社会の形成に向けた具体的な議論が今後必要であると考えます。</p> | |

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 279 |
| | 意見提出者 | 東日本電信電話株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | ブロードバンドの普及にはサービスの充実と使い易い端末・料金が重要であり、そのためには、アクセス事業者をはじめ、政府、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等が、それぞれの役割を果たしていくことが必要であると考えます。…… |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、料金面のみならず、諸外国と比較して利用が進んでいない行政、教育や医療等の分野において、ICTの利活用を促進するための省庁横断的な取り組みや、既存の規制を見直す取り組みを行うことも必要と考えます。</p> <p>例えば医療の分野では、遠隔診療は患者の体力、距離、時間、</p> | |

金銭的コストの負担の軽減を図ることが期待されていますが、現在医師法等の規制や診療報酬の状況等により遠隔診療の範囲が限定されたまま、利活用の普及が遅れています。また、電子カルテ、レセプトオンライン等、ICTを利活用した取組みの推進は、「いつでも」・「どこでも」・「誰もが」安心して医療を受けられる環境づくりや業務の効率化に寄与する事が出来ると思われま

す。今後、いかなる分野の発展においてもICTの利活用は必要不可欠であり、人材育成面やこれら環境整備に当たってトータルでICTの活用を後押しするような具体的な社会の支援・政策が必要と考えます。

また、NTTの組織形態の在り方に関して、ブロードバンドサービスの利用率向上のために低廉な料金設定がなされることはユーザとして歓迎される場所ではありますが、その際の事業者間の競争にあつては、低料金サービスの他にも、例えば都市と地方（過疎地域）も含めて全国あまねく安定的・持続的にサービス事業が運用・展開されることも重要なことでもあります。

例えばアクセス回線を分離し、光回線を貸し出すだけの会社をつくることは、意見のとおりユーザの利便性やイノベーション、投資インセンティブ、経営の効率性、企業価値等の観点での検証も必要なことであり、時間とコストがかかるのであればブロードバンド化の普及にも影響を及ぼす懸念等にも鑑み、慎重な議論が必要と考えます。

情報通信基盤整備関係者の中核として様々なノウハウを集約する中で、国民生活とともに着実に発展し続ける「光の道」の構築へ建設的リーダーシップを期待いたします。

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|--------------------|
| 意見提出元 | ソフトバンク クリエイティブ株式会社 |
|-------|--------------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|----------------------------|---------------------|---|
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛成します |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛成します |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛成します。 |

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|----------------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回線の二重構造となっているため、維持費が割高になっています。メタル回線については、その60%が敷設後20年以上経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するものとなっています。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | メタル回線と光回線の2重投資は無駄。メタル回線を早期に撤去すべき | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----------|
| 意見提出元 | 株式会社ベクター |
|-------|----------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|----------------------------|---------------------|---|
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された意見内容 (該当部分) | 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 情報通信技術の進展を考えると、日本の全ての世帯において超高速ブロードバンドが利用出来る環境が整備されることが望ましいですが、その整備については効率的になされる必要があり、ソフトバンクが述べるとおり、可能な限り公的資金などを使用せずに行う可能な方策を模索すべきと考えます。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 現在、メタル回線と光回線が二重で敷設されており、維持費も二重で発生してしまっていることから、非常に非効率なネットワーク構成となっています。この非効率性は、光サービス料金低廉化を阻害している一つの要因といえます。光の利用率を向上させるためには光サービス料金低廉化が必要であるため、メタル回線を撤去することで、「ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減する」というソフトバンクの意見に賛同します。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 光サービス料金の低廉化のためには、事業者間の競争促進が必要であり、そのためにはさらなる公正競争ルールの整備が不可欠です。公正競争ルールの整備については、これまでドミナント事業者のネットワークのオーブ |

ン化等が推進されているところですが、光回線市場の競争状況を見る限り、十分なルール整備がなされているとは言えません。

従って、NTT 東西のアクセス網を構造的に分離することを中心に、これまで以上に公正競争が促進されるよう環境を整備すべきと考えます。

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No.269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らか なように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支 配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループ ドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従っ て、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備す るためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併 せて実施する必要があるものと考えます |
| 上記の意見内容に対する再意見 | 上記意見に賛成です。 公正な競争を促進するためには、資本分離は必要だと思えます。 | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|---|-----------|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 199 |
| | 意見提出者 | (株)NTTドコモ |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 全般 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | NTT東西のグループ会社の利権を擁護するだけのとんでもない意見で常識をうたがう。 なぜ？という理由には全く触れずに、単にグループ会社であるNTT東西の構造分離はするべきではない。ソフトバンクの意見は非現実的との意見には全く反対。 民間会社がフェアに競争できるようにNTTグループは国の資産である電柱を使ったアクセス回線網を積極的に資本、構造分離をし、オープンに全事業者に開放すべき。 | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 252 |
| | 意見提出者 | ヤフー |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 「光の道」構想の推進に賛成いたします。現在、インターネット上のビジネス環境ではすでにグローバル競争が始まっており、この1年間で飛躍的に知名度もあがり利用者数も増大したTwitterの例を出すまでもなく、海外企業が物理的に日本国内に事業所やサーバをおくことなくサービスを展開しております。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>光の道構想に賛成です。インターネットインフラは、デジタル社会の生命線といっても過言ではありません。平等に当該インフラの便益を享受することは、基本的人権だと考えるからです。</p> <p>日本の競争力といった産業政策の視点からの議論もあるかとおもいますが、まずは、基本的に、生活インフラを平等に享受できることを議論するべきだと思います。</p> | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 199 |
| | 意見提出者 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | ソフトバンク殿は、全国一律で効率的なインフラ整備を推進するアクセス回線会社であれば採算性は確保可能とし、光回線は月額 1400 円で提供可能と主張されていますが、このような非現実的かつ不十分な試算に基づく政策判断は是非とも回避する必要があると考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | よりよいブロードバンド回線にする為の議論であるにもかかわらず、一方的で合理的でない見解に感じる。どこが非現実的で不十分なのか、オープンな場で存分に議論して頂きたい。 | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|--------------------------------|
| 意見提出元 | ソフトバンク デイアマーケティング ホールディングス株式会社 |
|-------|--------------------------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 弊社はこの意見に賛成します。 |
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 提出された 意見内容 (該当部分) | 弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを經由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100% が達成されることとなります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 弊社はこの意見に賛成します。 |
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 提出された 意見内容 (該当部分) | NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 弊社はこの意見に賛成します。 |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|---------------|
| 意見提出元 | ソフトバンクギフト株式会社 |
|-------|---------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|----------------------------|---------------------|--|
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された意見内容 (該当部分) | これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 国民の全員が平等に情報にアクセスすることができる権利こそ、国民の知る権利を充足する基本的な人権と考えますので、「光の道」は是非実施していただきたく、上記意見に賛成します。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。 |
| | 上記の意見内容に対する再意見 | |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | NTT 東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。 |
| | 上記の意見内容に対する再意見 | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No.269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>ア. 光アクセス基盤整備の在り方</p> <p>前述の通り、「光の道」は日本経済を牽引する基盤となる重要なインフラであり、その構築にあたっては、2015年という期限での必達に向け、あらゆる関係者が協力の上、各種取組みを推進していく必要があると考えます。</p> <p>基盤インフラの整備にあたり最も重視すべきことは、いかに効率的に整備を行うかという点です。特に、現在超高速ブロードバンドが未整備の地域は、山間部や離島等が多く、一般的に情報通信基盤整備にコストがかかるとされている地域です。これまで、採算の合わないこれら地域については、国の支援を受けた地方自治体が整備を行い、民間事業者に対し、IRUに基づき貸し出しを行ういわゆる「公設民営方式」の採用が第一に検討されてきたところであり、タスクフォースにおいて整理された「「光の道」構想実現に向けて－基本的方向性－」(以下、「基本的方向性」という。)の中でも、当該方式の活用について触れられています。しかしながら、現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。</p> <p>弊社共としましては、以上の基本的な考え方に基づき、タスクフォースヒアリングにて、望ましい光アクセス基盤整備方法を述べさせて頂いたところであり、その概要は次のとおりです。</p> <p>まず、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本とします</p> |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | | <p>が、当該整備に係る設備投資額は約 2.5 兆円と試算しています。(詳細は後述)</p> <p>また、本設備構築については、5 年間での実現可能性と収益性に係る検証が必要となりますが、前者については、工事の効率化により、期限内での対応が可能であり、後者については、メタル回線の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能と弊社共は考えています。</p> |
| <p>上記の意見内容に対する再意見</p> | | <p>「光アクセス基盤整備の在り方」について、利用者への追加の費用負担を求めず、利用者利益を損なわない形で、2015 年までに光アクセス基盤の 100%の必携をすとした“具体案”を提示しているソフトバンクの意見に賛同いたします。</p> <p>我が国の経済の発展を目指し、ICTを最大限活用して国民の生産性を高め、豊かな社会を実現することを目指す「光の道」構想において、従来の政策(公設民営のスキームや民間事業者による設備投資競争、等)の延長での議論では、「2015 年までの必携」を達成し現在の停滞している経済状況を打開できるとは到底考えられず、また、NTT 東西殿のアクセス回線がメタル回線と光回線の二重構造となっており維持費が割高になっていることから、「利用者利益の最大化」が図られているかどうか甚だ疑問です。</p> <p>従来の政策の延長での対応で十分とする事業者の意見も見受けられますが、「2015 年までの必携」「利用者利益の最大化」について唯一 “具体案”を示しているソフトバンクの意見に賛同いたします。</p> |

| | | |
|-----------------------------------|------------------------|--|
| <p>「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見</p> | <p>意見番号</p> | <p>No.269</p> |
| | <p>意見提出者</p> | <p>ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</p> |
| | <p>提出された意見内容(該当部分)</p> | <p>イ. 光利用率向上について</p> <p>前述のとおり、「光の道」はアクセス回線会社が主体となり、2015 年までに全世帯を整備することが可能と考えます。その際、二重設備解消を目的としてメタル回線撤去を同時に行うことから、「光の道」整備完了とともに現在の約 1,000 万の ADSL ユーザ等が光ブロードバンドサービスに自動的に移行することになります。この結果、有料の光ブロードバンド利用率は、現在の約 33%から約 60%に上昇します。</p> <p>有料の光ブロードバンドサービスを必要としない世帯に、有料サービスの利用を強いることは当然のことながら不可能であることから、残り 40%の世帯に対し</p> |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | | <p>ては別の形で利用率向上を図る必要があります。具体的な弊社共の提案は次のとおりです。</p> <p>まず、「光の道」整備の際に、各世帯に Wi-Fi 機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015 年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。</p> |
| <p>上記の意見内容に対する再意見</p> | | <p>光利用率向上について、2015 年の「光の道」整備とともに、利用率も 100%を達成することについて“具体案”を提示しているソフトバンクの意見に賛同いたします。</p> <p>利用率が向上しない最大の理由は「料金が高止まりしていること」と「サービスが発展していないこと」にあると考えます。</p> <p>ソフトバンクは「料金」「サービス」のいずれの面の対応についても以下の通り“具体的”に示しており、大変説得力があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ADSL からの切り替えであれば追加負担は発生しない ・有料の光ブロードバンドサービスを要望しない利用者に対しても無料で電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを提供する ・料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及によりサービスやアプリケーションの開発市場を活性化する <p>電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの ICT 化の推進や、ユーザのブロードバンドサービス利用に関するエコポイントの付与等を述べている事業者もありますが、すべて各論であり、多少の利用率の向上は望めるかも知れませんが、利用率 100%を達成することができるための“具体的”な提案とは考えられないため、ソフトバンクの利用率 100%を達成することに対する“具体的”な提案について賛同いたします。</p> |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No.269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>イ. 光利用率向上について</p> <p>前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がポトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行のADSL 以下になるものと想定しています。</p> <p>加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p> <p>逆に、仮に構造分離を行わないままでメタル回線撤去を行い、光アクセス基盤 100%整備を推進した場合、NTT 東西殿のアクセス回線部門は大幅な黒字状態となり、その利益をサービス部門に還元することで、既に NTT 東西殿の独占的状态となっている市場環境 (NTT 東西殿の光サービスシェアは 74.4%(総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 21 年度第 4 四半期(3 月末))」より)をさらに悪化させることとなります。</p> <p>このような状況が容易に想定される中、構造分離を伴わない「光の道」整備が進められることは、接続事業者としては全くもって許容出来ないものとなり、その場</p> |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | | <p>合、メタル回線の撤去についても反対せざる得ないこととなります。</p> <p>また、NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。</p> |
| <p>上記の意見内容に対する再意見</p> | | <p>光利用率向上について、NTT東西の構造分離(完全分社化)を実現することで料金の低廉化およびサービスの発展を達成し、利用率を向上としているソフトバンクの意見に賛同いたします。</p> <p>ソフトバンクの意見にある、構造分離による低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化および光ブロードバンドサービス料金の低廉化の促進ならびに構造分離によらない場合のNTT東西の独占的状态となっている市場環境をさらに悪化させることについては大変説得力がある一方で、他事業者の「構造分離には時間とコストがかかる」という意見については、根拠が乏しく説得力に欠けます。</p> <p>よって、ソフトバンクの意見に賛同いたします。</p> |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 279 |
| | 意見提出者 | 東日本電信電話株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | (2)ブロードバンドの普及について、「サービスの充実と使い易い端末・料金が重要であり、そのためには、アクセス事業者をはじめ、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等が、それぞれの役割を果たしていくことが必要である」 (3)「光の道」についての基本的な考え方の中で「コアネットワークについては、設備の寿命を考慮しつつ、IP網に一本化(PSTNマイグレーション)する」 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>(2)の意見に賛成です。アクセス会社を一本化することで普及を図るという案は、ブロードバンドが未整備の国では有効ですが、すでに整備されている日本においては何のメリットもありません。むしろ、競争もインセンティブもなくなり、料金が低減化するどころか、逆に、高どまりすることになります。</p> <p>何より大事なことは、アプリケーション(上位レイヤ)サービスを一体的に運用することなく、アクセス部分のみを運用することで、ニーズに合ったネットワークとすることができなくなり、技術の進歩から取り残されてしまいます。</p> <p>ブロードアクセス方式としてFTTHに固執し、ワイヤレス方式を補完とみなすのではなく、むしろ、ブロードバンドアクセスの本命技術として、導入しやすくする政策が必要です。電話の世界は、既に固定電話は衰退し、携帯電話の普及率をはるかに高くなっている状況です。</p> <p>iPad、iPhone、アンドロイド端末といった魅力的な端末も、すべてワイヤレスを基本に作られています。</p> <p>これらは残念ながら、日本発のものではありません。</p> <p>FTTHの整備が90%のブロードバンド大国だとあぐらをかいていると、世界の潮流から取り残されてしまいます。</p> <p>AT&Tを分割した米国では、今では、ベライゾンや新 at&t といった会社が長距離、ローカル、固定、ワイヤレスと一体的にサービスを行っています。さらにTV放送の配信まで行っています。</p> | |

つまり、NTT を構造分離しても、一般ユーザにとっては何のメリット也没有ありません。

(3)のPSTNをIP 網に一本化する意見について賛成です。コストを低減する上でも、世界の潮流からも進めるべきと思います。

この場合、光ファイバーを使ったものだけでなく、従来のメタル回線を提供するものもユーザが選択できるようにすべきです。

電話しか使わないユーザにとっては、光ファイバーはデメリットでしかありません。光ファイバーに代わると余分なホームゲートウェイを設置し通電しておかなければならないし、停電時には電話が使えなくなります。メタル回線であれば、こういったことはありません。

また、IP 化を進めるに当たっては、NTT 独自仕様にこだわらず、不要なサービスを整理し、すでに世の中にある製品を利用することにより、コスト低減を図るべきです。

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|------------|
| 意見提出元 | 株式会社 STNet |
|-------|------------|

■ 意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No. 181 |
| | 意見提出者 | フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、～、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p> <p>また光アクセス回線を取り巻く市場の競争環境は、NTT 東西殿へドミナント規制が課せられているにも関わらず、接続事業者が満足するには程遠いアンバンドル状況であって(光アクセス回線接続8分岐単位の問題、NGNアンバンドルにより他社音声通信サービスが提供できないこと等)、光アクセス回線の接続料の低廉化が進まないといった問題点もあげられます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>当社は自ら光アクセス回線を構築してサービスを提供している立場から、「光の道構想」に便乗した、いわゆる「一分岐貸し」による接続料の低廉化案に対しては強く反対します。</p> <p>そもそも8分岐(PON)方式は料金低廉化を目的としてより効率的に設備を構築するために考案し、採用されているものです。</p> <p>この方式は、直近の需要がなくとも、将来的に需要があることを期待して設備事業者が未使用設備のリスクを負いながら、ユーザが設備を共同利用することで料金の低廉化を図るものです。</p> <p>しかしながら、設備を利用する(借りる)事業者は借りた部分のみの設備費用を負担し、未使用部分の費用を負担しない(つまり、リスクを負担しない)といった一方的な接続料金設定が行われた場合には、設備を借りる事業者と投資リスクを負って自ら設備を構築する事業者との競争環境は極めて不公正なものとなります。</p> <p>不公正な競争環境は、自ら設備を構築する事業者の投資意欲を減退させ、通信業界全体の発展を阻害することにつながるため、適切ではありません。</p> | |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No. 258 |
| | 意見提出者 | イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p> <p>■競争による利用率の向上を目指すべき</p> <p>①『光ファイバ接続料の低廉化』と『光アクセス上でのラインシェアリング』の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバ接続料の低廉化 <p>(該当箇所1)</p> <p>そのため、従来議論されてきた OSU の共用を行わない場合であっても、分岐端末回線単位(主端末部分含む)での接続料の設定を行うことにより、低廉化を実現すべきと考えます。</p> <p>(該当箇所2)</p> <p>なお、その場合、実現すべき料金水準としては、メタル系サービスからの移行インセンティブを向上させることを踏まえ、ドライカッパの接続料と同等の経済的条件を確保出来るよう、接続料の設定を行うことが必要と考えます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | <p>(該当箇所1)</p> <p>当社は自ら光回線を構築してサービスを提供している立場から、「光の道」構想に便乗した、いわゆる「一分岐貸し」による料金の低廉化案に対しては強く反対します。</p> <p>そもそも8分岐(PON)方式は料金低廉化を目的としてより効率的に設備を構築するために考案し、採用されているものです。</p> <p>この方式は、直近の需要がなくとも、将来的に需要があることを期待して設備事業者が未使用設備のリスクを負いながら、ユーザが設備を共同利用することで料金の低廉化を図るものです。</p> <p>しかしながら、設備を利用する(借りる)事業者は借りた部分のみの設備費用を負担し、未使用部分の費用を負担しない(つまり、リスクを負担しない)といった一方的な接続料金設定が行われた場合には、設備を借りる事業者と投資リスクを負って自ら設備を構築する事業者との競争環境は極めて不公正なものとなります。</p> <p>不公正な競争環境は、自ら設備を構築する事業者の投資意欲を減退させ、通信業界全体の発展を阻害することにつながるため、適切ではありません。</p> <p>(該当箇所2)</p> <p>「ドライカッパの接続料と同等の経済的条件」とは「ドライカッパの接続料と光ファイバの接続料を同額もしくはそれ以下とする」とことと理解します。具体的な実現策の提示がなく、希望だけのご意見ですが、あえて反対意見を提示いたします。</p> <p>すなわち、メタルは国民が負担した莫大な施設設置負担金を元に建設され、かつそのほとんどが償却済みの設備です。</p> |

一方、光ファイバは施設設置負担金などなく、全て自ら設備を構築する事業者の負担をもって建設されているものであり、メタルと光ファイバに係るコストおよび事業者の負担は大きく違っています。この大きな違いを無視してメタルと同等の接続料金設定を設備を建設する事業者に強いることは、設備を借りる接続事業者にとってはコスト減のメリットになりますが、設備を構築する事業者にとってはメタルと光ファイバのコストの差額を回収する術がないため不当な負担となり、経営的な重荷となります。

このような不公正な競争環境を生む経済合理性のない接続料金の設定には強く反対いたします。

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No. 258 |
| | 意見提出者 | イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p> <p>■光 IP 電話のユニバーサルサービスの対象追加について</p> <p>「光の道」基本方針において、光 IP 電話を追加的にユニバーサルサービスの対象とすることについての方針が示されていますが、この見直しについては、FTTH 市場における NTT 東西の独占化が進んでいる状況、並びにユニバーサルサービス基金を利用して NTT 東西の光アクセス敷設に利用される可能性があることから、競争中立性、公平性の観点からは、適切ではないと考えております。</p> <p>新たなユニバーサルサービス制度を検討するにあたっては、制度の目的、基金の財源を何処に求めるかなど、ユニバーサルサービスの制度設計から検討することが必要と考えます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社から提案のあった「新たなユニバーサルサービス制度を検討するにあたっては、制度の目的、基金の財源を何処に求めるかなど、ユニバーサルサービスの制度設計から検討することが必要」という意見に当社は賛同します。</p> <p>仮に光IP電話を新たにユニバーサルサービスに適用する場合においては、本来、運用コストに対して補填する目的であるユニバーサルサービス基金が光IP電話未整備エリアの光アクセス敷設の構築費に利用されるなど、各事業者間での公正な競争が成り立たなくなるといった事態も予想されますので、ユニバーサルサービス制度の見直しにおいては、競争中立性や公平性といった観点をふまえて幅広く検討することが必要です。「光の道」推進の観点だけに立って、拙速にユニバーサルサービス制度を歪めることのないよう慎重な対応を要望します。</p> | |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No. 267 |
| | 意見提出者 | KDDI株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備のあり方についてどのように考えるか。</p> <p>ユーザーに対するサービスの持続性を確保するためには、サービスの維持コストの面で、ユニバーサルサービス基金のような何らかの方策を講じることにより、事業者がインセンティブを維持できるようにすることが望ましいと考えます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>NTT東西独占のメタル回線による現行のユニバーサルサービス制度について、様々な事業者が競争環境にあるブロードバンドサービスへの安易な適用拡大は、公正な競争環境を阻害するなど多大な影響を及ぼす恐れがあるので、ユニバーサルサービスの適用是非については、慎重に検討いただくことを要望するとともに、安易な適用拡大には強く反対いたします。</p> | |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No. 267 |
| | 意見提出者 | KDDI株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p> <p>【設備競争の重要性】</p> <p>そもそも電気通信市場においては、対等な競争を行うためには、全ての設備を自ら設置し、技術、設備、サービス等の総合的な競争を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>——途中省略——</p> <p>仮にアクセス網を整備する事業者が1社独占になった場合には、例えば、ADSLの導入遅延の例に見られたように、NTTグループが自社の技術であるISDNとの干渉に過剰に反応し、新たな技術の採用に消極的になるなど、ユーザーが技術革新の恩恵を早期に享受できなくなるデメリットが懸念されます。</p> <p>——途中省略——</p> <p>以上を考慮すれば、ブロードバンドアクセスの未整備エリアを解消する目的のために、設備競争を後退させるような政策を行うことは、これまでの競争政策の成果を帳消しにし、ユーザーの利益を損なうおそれがあると言わざるを得ません。「光の道」の実現においては、これまでの設備競争を導入した成果を否定することなく、一層の競争促進策により、サービス多様化、料金の低廉化を図ることを基本とすべきです。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | <p>KDDI株式会社から提案のあった</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対等な競争を行うためには全ての設備を自ら設置し、技術、設備、サービス等の総合的な競争を行うことが望ましい ・ 1社独占となった場合には、ユーザーが技術革新の恩恵を享受できなくなるデメリットがある <p>という意見に当社は賛同いたします。</p> <p>電気通信分野の技術進歩のスピードはとても速いため、この分野の発展には各事業者間の公正な設備競争やサービス競争による技術革新が必要不可欠であると考えます。</p> <p>1社独占体制となった場合には、競争原理が働かなくなるため、既存設備を維持し続けることが経営的には有利に働き、新しい技術の導入や設備更新のインセンティブが働きにくくなることから、技術革新が停滞するばかりでなく、サービス面での進歩も停滞することになり、ユーザーにとっては不利益になる恐れがあります。</p> <p>以上のようなことから、今後の「光の道」の推進にあたっては、設備とサービス両面から事業者間競争が公正に行われ、競争を通じて技術革新ができることを強く要望いたします。</p> |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No. 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>ア. 光アクセス基盤整備の在り方</p> <p>(1) アクセス回線会社の設立</p> <p>現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>ソフトバンクグループから提案があった「NTT東西を整備主体としたアクセス回線会社を設立すること」については、当社は強く反対いたします。</p> <p>市場主義経済においては、それぞれのレイヤーで様々なプレーヤーが競争を行い、サービス内容、品質、価格などを切磋琢磨しあいながら、お客さまにより良いサービスを提供していくことが大原則だと考えます。これまで、ブロードバンド市場では、DSL、CATV、FTTHにおいて、アクセス設備を持つ事業者が競争しながら、日本のブロードバンドの発展を牽引してきました。</p> <p>アクセス回線会社の設立は、固定ブロードバンドサービスの最終形態と言われるFTTHにおいて、独占的な事業者を作ることになりますので、アクセスサービスレイヤーにおいて競争を消失させ、市場のダイナミズムを失わせることとなります。</p> <p>独占的なアクセス回線会社には、設備投資や設備更新のインセンティブが働かないため技術革新が進みにくくなり、長期的に見ると日本のFTTHサービスの発展を阻害することになります。</p> <p>また、独占的なアクセス回線会社の登場は、自ら莫大な投資リスクを負って設備を構築し、日本のブロードバンドの発展に寄与してきたCATV事業者や地域系通信事業者に不公正な競争を強いることになり、市場からの撤退に追い込みます。これは、地方のICT産業の発展を著しく毀損することになり、地方経済に大きなダメージを与えることは必至です。</p> | |

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No. 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | ア.光アクセス基盤整備の在り方 (2) 光アクセス基盤 100%整備に要する 2.5 兆円の内訳 ④引込み線の整備費用 当該区間における部材費、工事費等の1回線当たりの費用を積算し、これに光未整備回線数を乗じることで、算出しています。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | 引込み線の整備費用を 4,198 億円と試算されていますが、これを対象世帯数 4,200 万世帯で除すと1引込み線あたり10,000円の計算となります。これは、弊社が培ってきた電気通信事業における20年以上の経験に照らし合わせても現時点で実現困難な水準と大きく乖離しているため、積算根拠の正確性・妥当性に対して大いに疑問を感じており、実現の可能性が極めて低いと思われます。 | |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No. 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>ア.光アクセス基盤整備の在り方</p> <p>(3)5年間で工事が完了する根拠</p> <p>現在の光回線工事は個別ユーザの申し込みごとに行っており、ユーザの指定する場所が離れていることや施工時間が合わないことも多く、1日の工事件数に限界があります。しかしながら、地域を指定し、一定の期間において一括で工事を行うことで、1施工班当たりの1日の工事件数を3件に増やすことが可能となります。</p> <p>施工班が年間240日勤務を行うと仮定した場合、1施工班当たり年間720件の工事が可能となりますので、5年間で4,200万回線を整備するためには、施工班は約12,000班必要となります。1施工班の編成は工事従事者2名+ガードマン1名を基本として考えていますが、現在、全国の電気通信工事従事者の数は約14万人となっており、12,000班の編成が十分に可能な規模であると言えます。</p> <p>以上のことから、12,000班×720件/年×5年=4,320万となり、約4,200万回線の工事は5年間で十分可能と考えます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | <p>弊社の実績から考えましても1日当たりの引込み線工事の工事件数を3件とすることは実現可能です。しかしながら、約14万人と言われる電気通信工事従事者のうち光回線を施工可能な人員は限られており、実際はその限られた人員を確保するために各事業者が奔走しているような状態にあること、引込み以前に架空配線区間の施工が必要であることから、5年間で4,200万回線を整備するのは実現不可能です。</p> <p>仮に実現するために今後5年間で工事従事者を育成し、工事に大量に投入したとしても、「光の道」完成後は育成した工事従事者の能力を活かす機会が激減し、工事従事者を雇用する工事会社にとっては経営の負担となり、工事従事者も職種転換を強いられ、更には職を失ってしまう可能性すらあります。</p> <p>こうしたことから、提出されたご意見の内容では実現不可能であると考えます。</p> |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No. 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>ア. 光アクセス基盤整備の在り方</p> <p>(4)メタル回線撤去の必要性</p> <p>(該当箇所1)</p> <p>弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。</p> <p>(該当箇所2)</p> <p>メタル回線撤去に当たっては、よりスムーズに光回線への移行を進めるために、切替に際しての契約変更は不要とし、固定電話のみのユーザはメタル回線と同じ料金で利用可能とし、また、アダプターの無償配布により現在利用している端末をそのまま利用可能とする等、利用者に追加負担を発生させない移行方法を弊社共は提案しています。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>(該当箇所1)</p> <p>メタル回線を撤去してもトータルの維持費を大幅に削減できないと考えます。</p> <p>メタル回線を光回線に置き換える場合、支障移転およびそれに伴う回線借用にかかる費用や道路占用料等は、あらかじめメタル回線から光回線へ費用が配賦されるだけですので、大幅な費用削減には繋がらないと考えます。</p> <p>(該当箇所2)</p> <p>固定電話とIP電話はサービスが異なりますので、契約者の理解を得ないまま機械的に移行した場合には、「通話できていた相手と電話ができない」、「割引サービスが適用されない」などの不具合が生じ、ユーザーの利益を損なう恐れがあります。</p> <p>また、電話回線に重畳して提供されている特定用途(警備システムやガス検針など)での電気通信サービスは、IP電話では利用できないものが多く、機械的に切り替えを行う場合には、こうしたサービスは利用できなくなる恐れがあります。</p> <p>契約変更にあたっては、現在の契約者へ十分な周知と同意が必要不可欠ですので、事業者による一方的な契約変更の実施には強く反対いたします。</p> | |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No. 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>ア. 光アクセス基盤整備の在り方</p> <p>(5) アクセス回線会社の資金調達</p> <p>弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保全費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出します。</p> <p>光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円のうち、約2.2兆円を社債により調達することを想定していますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であることから、民間での資金調達は十分に可能と考えています。</p> <p>以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>市場主義経済においては、それぞれのレイヤーで様々なプレーヤーが競争を行い、サービス内容、品質、価格などを切磋琢磨しあいながら、お客さまにより良いサービスを提供していくことが大原則だと考えます。これまで、ブロードバンド市場では、DSL、CATV、FTTHにおいて、アクセス設備を持つ事業者が競争しながら、日本のブロードバンドの発展を牽引してきました。</p> <p>アクセス回線会社の設立は、固定ブロードバンドサービスの最終形態と言われるFTTHにおいて、独占的な事業者を作ることになりますので、アクセスサービスレイヤーにおいて競争を消失させ、市場のダイナミズムを失わせることになります。</p> <p>独占的なアクセス回線会社は、設備投資や設備更新のインセンティブが働かないため技術革新が進まず、長期的に見ると日本のFTTHサービスの発展を阻害することになります。</p> <p>また、独占的なアクセス回線会社の登場は、自ら莫大な投資リスクを負って設備を構築し、日本のブロードバンドの発展に寄与してきたCATV事業者や地域系通信事業者に不公正な競争を強いることになり、市場からの撤退に追い込みます。これは、地方のICT産業の発展を著しく毀損することになり、地方経済に大きなダメージを与えることは必至です。</p> <p>このように問題が大きいアクセス回線会社については、「事業採算が取れる」であるとか、「資金調達が可能」であるとかの観点で判断する以前に、「我が国の経済の更なる発展を目指すためには、独占的な事業者を作るべきではない」という非常に基本的な観点で、当社はその設立に反対します。</p> | |

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | No. 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>イ. 光利用率向上について (該当箇所1)</p> <p>まず、「光の道」整備の際に、各世帯にWi-Fi 機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。</p> <p>(該当箇所2)</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>(該当箇所3)</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>(該当箇所1、2)</p> <p>ソフトバンクグループから提案があった「Wi-Fi 機能付きアダプタを配布する案」に、当社は反対いたします。</p> <p>Wi-Fi は日本の一般家庭において普及している無線通信手段ではありますが、携帯電話事業者の3G サービスやWiMAX サービスなど、数ある広帯域の無線通信手段の一つに過ぎません。</p> <p>教育、医療、行政など公的な分野において、Wi-Fi を半ば強制的に利用させるとなると、無線通信技術分野での独占に繋がり、その他の無線通信手段を衰退させることに繋がります。</p> <p>日本のICT産業の発展のためには、それぞれのレイヤーで様々なプレーヤーが競争することが大事ですので、一无線技術であるWi-Fi で日本の家庭内無線環境を独占状態にするような施策は、無線分野での競争を歪め、日本のICT産業の発展を阻害するものであります。</p> <p>また、アクセス回線会社が、教育、医療、行政など公的な分野で無償でWi-Fi を提供した場合、既に市場に存在するWi-Fi サービスを提供する事業者を、市場から撤退させることになるため、健全な競争環境が損なわれることは明白です。</p> <p>更に、公的な分野でWi-Fi を提供することになるアクセス回線会社は、公的な事業会社としての意味合いが強い事業者となります。そうすると、アクセス回線会社と競争をしなくてはならないCATV事業者や地域系通信事業者は、公的な事業者と競争することになり、そもそも公正な競争環境にはなりません。</p> | |

| | |
|--|---|
| | <p>(該当箇所3)</p> <p>ソフトバンクグループから提案があった「NTT東西を構造分離する案」に、当社は反対いたします。</p> <p>これまで、ブロードバンド市場では、DSL、CATV、FTTHにおいて、アクセス設備を持つ事業者が競争しながら、日本のブロードバンドの発展を牽引してきました。NTTの構造分離を行い、独占的なアクセス回線会社を設立することは、「不公正な競争環境がほぼ完全に是正される」のではなく、逆に、投資リスクを負い設備を構築し、健全な競争を行ってきた事業者に、不公正な競争環境を強いることになり、電気通信市場の健全な発展が阻害されることを懸念します。</p> |
|--|---|

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | イ. 光利用率向上について |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>初めて意見させていただきます。</p> <p>基本インフラとも言える通信インフラの大容量化が進む中で、レガシーな資産であり運用コストも割高なメタル回線を、戦略的政策として光回線に置き換えるという、ソフトバンクの主張は正しく思う。記載の通り、住宅用の引き込み工事に関しては、必要に応じて必要な場所でユーザニーズに基づいて行われており、計画的な工事を行う場合に比べ非常に非効率と思われる（結果としてユーザ負担も大きい）。こういった社会的ロスや、国策として集中施工することは、まさしく政府主導でないと実施できない国家施策と思われる。</p> <p>一読した限り、論理に破綻はなく、実施しない理由が逆にならないように思われる。本案を国民含め徹底的に議論し、問題点の洗い出しや修正を繰り返すことで実行プランを練り上げていくような役割を総務省には期待したい。</p> | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|---------------|
| 意見提出元 | ハイテクノロジー推進研究所 |
|-------|---------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 279 |
| | 意見提出者 | 東日本電信電話株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>1. 「光の道」の整備方法について</p> <p>日本中で「100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤」が必要かどうかという点については、ブロードバンドを用いてどのようなICT利活用を促進していくのかという議論とセットで検討する必要があると考えますが、その提供手段については、タスクフォースで取りまとめたとおり、不採算エリアの整備にあたっては、光だけではなく、CATVや無線を含めた検討が必要であると考えます。</p> <p>2. ブロードバンドの普及について</p> <p>ブロードバンドの普及にはサービスの充実と使い易い端末・料金が重要であり、そのためには、アクセス事業者をはじめ、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等が、それぞれの役割を果たしていくことが必要であると考えます。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>1. 「光の道」の整備方法について</p> <p>日本の超高速ブロードバンドのエリアカバーは、NTTをはじめとする民間主導により、光サービスで約90%に達しており、すでに世界最高の水準にあります。</p> <p>残り10%の未整理エリアについては、今後の技術革新や敷設コストを考慮すれば、光サービスに限定せず、LTEなどの携帯ブロードバンドなどを柔軟に採用して、超高速ブロードバンドの基盤整備を行うほうが現実的だと考えます。</p> <p>また、民間主導のブロードバンド基盤整備を推進するインセンティブとして、一定の公的支援を実施することが必</p> | |

要だと考えます。

2. ブロードバンドの普及について

超高速ブロードバンドの普及のためには、特に、諸外国と比較して利用が進んでいない行政、教育、医療等において、ICTの利用を促進する取り組みが急務です。

例えば、電子自治体や電子政府、デジタル教科書やeラーニング、電子カルテやオンラインレセプト等について、省庁横断的な取り組みを行うことが重要だと考えます。

すでに政府のIT戦略本部は本年5月に、「新たな情報通信技術戦略」を決定していますが、まずは、これを速やかに実施することが、超高速ブロードバンドを普及される現実的な方策だと考えます。

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----------------|
| 意見提出元 | モバイルメディア企画株式会社 |
|-------|----------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 上記意見に賛同いたします。 |
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 提出された 意見内容 (該当部分) | 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。 |
| | 上記の意見内容に対する再意見 | |
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 提出された 意見内容 (該当部分) | NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。 |
| | 上記の意見内容に対する再意見 | |

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|----------------------------|---------------------|--|
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された意見内容 (該当部分) | これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 「光の道」構想は国家として今後の発展を担う最重要プロジェクトであり、日本の今後の経済競争力を高めるための最重要課題と考えます。具体的施策として、上記 NTT 殿の協力の元のアクセス回線会社設立は実現するための一番近道であると考えます。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | |

| | | |
|----------------------------|---------------------|---|
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 国民から資金を回収する考え方はとても安易です。上記方法により現状からのコスト削減→資金調達はいくらでも可能です。ここは安易な考えに流されず是非最大源の知恵を絞って頂きたく存じます。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | |

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|------------|
| 意見提出元 | COMEL 株式会社 |
|-------|------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛成致します。 |
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 提出された 意見内容 (該当部分) | 弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100% が達成されることとなります。 |
| | 上記の意見内容に対する再意見 | |
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 提出された 意見内容 (該当部分) | NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。 |
| | 上記の意見内容に対する再意見 | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 団体 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>(4) メタル回線撤去の必要性</p> <p>現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回線の二重構造となっているため、維持費が割高になっています。メタル回線については、その60%が敷設後20年以上経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するものとなっています。</p> <p>弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。このような弊社共の提案に対し、超高速ブロードバンドの需要がない地方部はメタル回線を残した方が合理的とする意見もありますが、メタル回線の中でも、特に地方部のメタル回線の施設保全費は回線長等の関係から都市部に比べて高額になっており、NTT 東西殿アクセス回線部門の赤字のほとんどが地方部で発生していることを考慮すると、地方部のメタル回線こそ、光回線への置き換えが急務であることは明白です。メタル回線撤去の具体的な効果としては、現在メタル回線の維持費として約7,600億円、光回線の維持費として約3,100億円、合計1兆700億円の費用が年間で計上されているものを光回線分のみにする事ができるため、維持費が年間約5,200億円に縮小します。結果として、約5,000億円の費用削減が可能となります。なお、メタル回線撤去に当たっては、よりスムーズに光回線への移行を進めるために、切替に際しての契約変更は不要とし、固定電話のみのユーザはメタル回線と同じ料金で利用可能とし、また、アダプターの無償配布により現在利用している端末をそのまま利用可能とする等、利用者に追加負担を発生させない移行方法を弊社共は提案しています。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 上記の意見内容に対する再意見 | この意見に賛成します。 先進国のインターネット環境と比べ日本は大幅にインフラ整備が遅れている。メタルと光回線の二重投資は税金の無駄遣い。メタル回線を早急に撤去して光回線のみにし、都市部と地方との通信インフラの差をなくすことこそが急務。 |
|----------------|--|

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンクグループ |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを經由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプシオン 100%が達成されることとなります。</p> <p>料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p> |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | ソフトバンクグループは日本を情報化社会に導くため、光ブロードバンドの整備を具体的に提案し、また、市場支配事業者であるNTTグループの構造分離だけでなく、資本分離も含めて提案しているものであり、賛成します。 |

| | |
|--|---|
| | <p>賛成理由はソフトバンクグループ意見書に記載したとおり 支配事業者が存在しない市場で競争の活性化によりブ ロードバンド関連サービスのすべてが普及し、日本で 多くの情報・通信関連の技術・サービス・ビジネスが生 まれ、それが世界に広がることを信じるためです。</p> |
|--|---|

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|------------|
| 意見提出元 | 株式会社アール・アイ |
|-------|------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 弊社共の提案のポイントの1つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去することすなわち、ネットワークコストの2重構造を完全に廃し、トータルの維持費用を大幅に削減することにあります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | <p>弊社は各企業のデータを遠隔地のデータセンターにバックアップするというBCP対策支援の事業をしています。BCPの対策支援のご提案をさせていただくと、本社だけでなく各拠点のデータにも課題が挙げられるのですが、各企業様の拠点の多くは、地方拠点になります。弊社のサービスはデータの転送に高速回線を必要としますが、サービス未提供エリアになると諦めるしかなく、回線が対応できるまで待つという事例もあります。また、事業継続、災害対策の視点からみても、新潟の地震を例にしますが、データの遠隔地保管が出来ておらず、データを消失し、それが原因で事業の再稼働の時期に遅れが発生したり、場合によっては事業縮小、最悪の場合は閉鎖に追い込まれたケースもあります。災害大国において、インフラの地域格差はあってはならないことであると考えます。</p> <p>上記のケースからも100%の敷設が実現すると都市部と同条件で様々な検討が可能になるので、国内企業のITCの活用に大きな力になると思います。また、割高な維持費を継続することは利用者側への負担が増加する理由にもなるので、明確に試算が出ているのであれば、メタル回線の撤去は実施すべきであると考えます。</p> | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|--------------------|
| 意見提出元 | ソフトバンク・ロジスティクス株式会社 |
|-------|--------------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|----------------------------|---------------------|--|
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された意見内容 (該当部分) | これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | フリーターと呼ばれるアルバイトで生活を行っている方が増えている世の中は携帯電話は必需品とのこと。平等に情報を享受することは、日本全体の格差を最小限にとどめる手段と言えます。 働きたい人々に雇用のチャンスを与える為にも整備されるべきである。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 働く人の目線で、生活をする人の目線で、平等な情報を得られるようにするべきである。公的資金の使い方は、国民目線に立てない。民間の競争は国民目線である。国は民間に対して法的・経済的に支援し、民間は切磋琢磨で競争しあい、生活者へ本当の支援をすべきである。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛同。 |

| | | |
|----------------------------|---------------------|---|
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 二重コストなどあり得ない。 それこそ全国民へ光回線で十分な情報インフラを提供すべきである。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛同。 民間にできることは民間に行わせるべきである。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯へのWi-Fi機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション100%が達成されることとなります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛同。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 巨大化しすぎると動きが鈍くなり、資金力で必要以上の投資を行っても隅々まで手が届かなくなる恐れがある。 国民に対して、平等かつ低廉な料金で情報インフラを与えることにより、利用効率は向上する。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛同。 料金がリーズナブルになることは必要不可欠です。 また、魅力的なコンテンツの提供により利用率は向上する。このためにも、民間同士の競争原理が必要である。 |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 提出された 意見内容 (該当部分) | NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛同。 |
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 提出された 意見内容 (該当部分) | NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛同。 |

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|---------------------|
| 意見提出元 | ソフトバンク・フレームワークス株式会社 |
|-------|---------------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛同します。 全国民が平等に情報を享受することは、基本的人権の根幹をなすものであり、当然整備されるべきである |
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 提出された 意見内容 (該当部分) | 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。 |
| | 上記の意見内容に対する再意見 | |
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 提出された 意見内容 (該当部分) | 現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。 |
| | 上記の意見内容に対する再意見 | |

| | | |
|----------------------------|---------------------|---|
| | | のノウハウとスキルを最大限に生かしていくべきである。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛同します。 維持しなければならないのは、国民生活の維持向上と情報インフラの平等化である。また経済発展には技術の進歩をいかに素早く取り入れるかだと思われます。 ましてやコストの二重化などは民間にとってはあり得ない話であり、トータルコストを大幅に削減することは、国民への新たなサービスにもつながり、必要不可欠な課題である。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛同します。 公的資金は、『公』でなければ出来ない分野に集中させ、民間にできることは民間に行わせることが必要。 圧迫している国の財政は早期な健全化が求められる。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯へのWi-Fi機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション100%が達成されることとなります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛同します。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 事業者間の競争は、国、経済、国民生活の発展における重要な要素である。法的保護は、スピード劣化となり、諸外国からも遅れをとることにつながる。民間の競争原理で切磋琢磨して国民への平等な情報インフラを提供すべきである |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容 (該当部分) | 有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能で |

| | | |
|----------------------------|-----------------|---|
| | | あると考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容(該当部分) | NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | 賛同します。 公正競争環境の整備は、料金の低廉化、魅力的なコンテンツの登場につながり、国民目線の要望に応えるものであると思います。 |
| 「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見 | 提出された意見内容(該当部分) | NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | |

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|----|
| 意見提出元 | 個人 |
|-------|----|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | <p>【光アクセス回線基盤整備のありかた】</p> <p>〔アクセス回線会社の設立〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社である「アクセス回線会社」を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担い、各世帯までの光回線を引き込むことを基本とする。 <p>〔メタル回線撤去の必要性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線撤去に当たり、よりスムーズに光回線への移行を進めるために、切替に際しての契約変更は不要とし、固定電話のみのユーザはメタル回線と同じ料金で利用可能とし、また、アダプターの無償配布により現在利用している端末をそのまま利用可能とする等、利用者に追加負担を発生させない移行方法を弊社共は提案する。 <p>〔アクセス回線会社の資金調達〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間での資金調達は十分に可能である。また、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになる。 <p>【光利用率向上について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全文 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | | <p>「光の道」構想の早期実現を期待している一人です。「光の道」構想に対し様々な意見がございしますが、早期実現に特に積極的な意見を述べられているソフトバンク様の意見内容について賛同の再意見をさせていただきます。</p> <p>【光アクセス回線基盤整備のありかた】</p> <p>〔アクセス回線会社の設立〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も効率的な手法をとる必要があります。その上では NTT 東西のアクセス回線部門を分離して「アクセス |

回線会社」を設立し、その「アクセス回線会社」がニュートラルな立場で光アクセス基盤を整備し運営にあたるのがベストであると考えます。

- ・「アクセス回線会社」の運営や、実際の工事について、電力事業者やCATV事業者との連携もよいかと考えます。

〔メタル回線撤去の必要性〕

- ・「光の道」構想実現時には、利用者に追加費用の負担を求めないことも利用を促す大きなポイントであり、大いに賛同します。その為にも、2.5兆円の予算で100%整備し、メタル回線撤去により維持費総額を圧縮することも必須であると考えます。

〔アクセス回線会社の資金調達〕

- ・公的資金投入することなしに実現することは、国民も賛同するポイントであると考え、ソフトバンク様が考えられる事業計画どおりの実現を望みます。

【光利用率向上について】

- ・「光の道」構想は利用者に100%活用されることが目的であると考えます。その為にソフトバンク様が提唱される活用案の実現について業界全体で取り組んでいただき、業界間での競争によるサービス向上と利用料金の低廉化を望みます。

「光の道」構想に関する再意見

| | |
|-------|------------|
| 意見提出元 | 株式会社インディバル |
|-------|------------|

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| 「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見 | 意見番号 | 269 |
| | 意見提出者 | ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 |
| | 提出された 意見内容 (該当部分) | 現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。。 |
| 上記の意見内容に対する再意見 | 上記意見に賛同いたします。 光の道の実現と実現後の安価なサービスの提供の実現のためには、国の戦略としてNTT東西、電力、ケーブルテレビなども含め環境整備のための構造変化を検討することが重要と考えます。 | |

。